

2-4 日本森林学会誌論文賞審査・選考内規

1. 本内規は、日本森林学会表彰規則第8条に定める日本森林学会誌（略称、日林誌）論文賞の授賞論文審査及び選考の手順について定める。
（選考委員会）
2. 日林誌編集委員会は、毎年、表彰委員会の依頼に基づき審査・選考を開始する。
3. 日林誌編集委員会は、7月に日林誌論文賞選考委員会（以下「選考委員会」という。）を組織し、授賞候補論文の審査・選考を行う。選考委員会委員（以下「選考委員」という。）は、日林誌編集委員長及び編集委員とし、日林誌編集委員長が選考委員会委員長（以下「選考委員長」という。）を務める。日林誌編集委員会の承認の下、選考委員には、前編集委員長を含めることができる。
4. 選考委員会の成立及び議決要件は、日林誌編集委員会内規に準ずる。
（授賞対象論文）
5. 日林誌論文賞の受賞対象論文は、表彰年の前々年の8月から前年の6月までに発行された日林誌にて発表された論文（総説、短報も含む）とする。
（選考委員による推薦）
6. 選考委員長は、選考委員に授賞候補論文の推薦を依頼する。
7. 選考委員は、編集を担当した論文の中から優れている論文2編以内を、推薦理由（10.に示す評価項目に沿った新規性・独創性、進歩性など）をつけて表彰年の前年の7月末日までに選考委員長に推薦する。選考委員長、前編集委員長、並びに対象期間に掲載された論文の編集を担当した前編集委員も推薦することができる。
（選抜）
8. 選考委員会は、7.で推薦された論文の中から10.に示す評価項目を参考に、特に優れていると判断される選抜候補論文5編以内を選抜する。推薦された論文の著者である選考委員は、この選抜に加わることができない。選抜候補論文の著者である選考委員は、以後、選考委員会から除かれる。
（評価委員）
9. 選考委員会は、表彰年の前年の9月末日までに、選抜候補論文の内容に基づき、優秀性を評論できる評価委員を選考委員の中から選抜候補論文ごとに3名選出する。選抜候補論文を推薦した選考委員は、当該論文の評価委員にはなれない。また、評価委員には、選考委員以外の会員を含めることができる。
（評価項目）
10. 評価委員は、以下の評価項目による段階評価並びに文章による総合考査によって選抜候補論文の優秀性を評価し、表彰年の前年の10月末日までに選考委員会に評価結果を報告する。
 - (1) 新規性・独創性（視点、手法、成果に関する新規性や独創性）
 - (2) 進歩性（問題点の解明・克服に関連した達成度や成功度）
 - (3) 学術的発展性（森林科学などの学術分野の発展への貢献）
 - (4) 社会的波及性（林業などの産業や社会への貢献）
11. 評価委員は、評価項目ごとに1～3点の3段階からいずれかの評点をつける。評点は、当該分野で平均的なレベルを1点とする。また、評価項目3)と4)のどちらかには2倍の評点を与えることができる。
（選考）
12. 選考委員会は、評価委員による評価結果のうち、候補論文ごとに上位2名の評点に基づき、最も優れた選抜候補論文1編を授賞候補論文として選考する。受賞候補論文を1編に絞れない場合は、2編の授賞候補論文を選考することができる。
（授賞候補論文の報告）
13. 選考委員会は、表彰年の前年の11月末日までに、表彰委員長に、授賞候補論文と審査及び選考結果を報告する。
14. 表彰委員長は、理事会に授賞候補論文と審査及び選考結果を報告する。
（内規の変更）
15. この内規を変更する場合は、表彰委員会が理事会に諮って定める。

2011年5月11日制定

2011年6月15日改定

2020年4月23日改定